

憲法いの現在ま

OBA MJ 連載

《 憲法問題特別委員会だより 》

第74回

核兵器禁止条約採択の意義と課題

憲法問題特別委員会 委員長 西 晃

本年7月7日、「核兵器の全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」は、核兵器禁止条約を、国連加盟193カ国の63%にあたる122カ国の賛成(保留1、反対1)で採択しました。人類史上初となる核兵器を違法化する条約です。

1. 条約の概要-核抑止論の否定も含む全面的違法化

(前文)・・・前文では、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章や国際人道法、国連の諸決議に照らして違法となる明確な理論が示されています。中でも「核兵器使用の被害者(ヒバクシャ)及び核実験の被害者にもたらされた容認しがたい苦難と損害」との文言がひと際注目されます。

(禁止・・・第1条)

前文を受け、核兵器の禁止の内容として、核兵器の「開発、実験、生産、製造、取得、所有、貯蔵」「使用、使用の威嚇」締約国の領土と管轄地域への核兵器の「配置、導入、配備の許可」などが明記されています。特に核兵器使用の「威嚇」の禁止も盛り込まれたことは、核抑止論—核兵器の脅威に依存した安全保障論を否定したも

(核兵器の廃絶に向けた枠組みの明示、被害者援助等・・・)

核兵器廃絶には、現在核を保有している国及び同盟国の参加・協力が不可欠ですが、条約ではそれらの国に対する門戸も広く開いています(第2条)。また条約では「核兵器の使用または実験によって影響を受けた、その管轄下にある諸個人」に対する支援を「差別なく十分に提供する」ことを締約国の責務として明記しています(第6条)。

(署名、条約の発効条件・・・第13～15条)

この条約は2017年9月20日から国連本部で全ての国に対し署名のために開放され(13条)、署名国による批准等の手続を経て、50番目の批准書等が寄託された後

90日で発効することになっています。

2. 条約の意義

条約採択の何よりも大きな意義は、国際社会において核兵器が違法として、開発、保有、使用はもとより使用の威嚇も含めておよそ全てにわたって禁止されたことです。もちろん主権国家の分・並立を前提とする国際社会にあっては、この条約に参加しない国を法的に拘束することはできません。条約不参加の国(核兵器保有国・その同盟国など)の意思に反して核廃絶への行動を強制することは確かにできません。しかしながら、少なくともそれらの国に対し「いつまで核兵器に固執するのか?」を問いただす根拠にはなり得るものです。核兵器違法の流れはもはや不可逆的なものです!

3. 国際社会における法の支配の強化を目指して

統一的権力組織未確立の国際社会における法の支配、国際立憲主義の確立は、国際法(公法)における大きな課題であり続けています。

今でも力による平和、核抑止力を信奉する国及びその同盟国は厳然として存在します。双方の対立・分断ではなく如何にして協力して核廃絶を実現するのか。

今回の条約採択との関係では終始消極的な立ち位置にいた日本も、いつかは唯一の戦争被爆国として、この流れを支え、推進する一員となり、国際社会において名誉ある地位を占めている(日本国憲法前文)。そんな未来を見据えながら、微力を尽くそうと思っています。